

和解について

次のとおり和解する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 和解案件

競輪事業からの撤退に伴い補償金を支払う件

2 当事者

川崎市

藤沢市

3 和解の内容

(1) 藤沢市は、川崎市に対し、本件和解金として3,983,145円を支払う。

(2) 川崎市及び藤沢市は、川崎市と藤沢市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 和解案件の概要

藤沢市が、昭和32年度から鎌倉市、茅ヶ崎市及び神奈川県競輪組合と共同して川崎競輪場を借り上げて実施していた競輪事業から平成12年度を最後として撤退したことにより川崎市に発生した損失に対する補償の金額について協議が整ったため、和解しようとするもの

提案理由

本案件は、和解をもって解決したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

## 参 考

### 地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。